

項目	関連法制度等	担当府省庁	関連府省庁	進捗	完了目標
<b>(1) 安全性の一体的な確保</b>					
自動運転向け走行環境条件設定					
客観的な指標の検討		内閣官房	国土交通省・警察庁	国土交通省/内閣府SIP「道の駅等を拠点とした自動運転サービス」、経済産業省&国土交通省「ラストマイル自動運転」等の実証実験の事例や交通ルールや車両安全対策及び走行空間等に係る各種検討結果を踏まえ、必要な指標を検討する。	2020年以降
当面の対応(関係省庁連携の下で都度条件を確認)の仕組み構築 (例:地域協議会(自治体、連携する交通事業者、サービス事業者、行政機関(都道府県警察、国土交通省地方支分部局等)、有識者等の関係者による協議会)の設置、又はワンストップで関係者の調整を行う窓口の設置等)		内閣官房	国土交通省・警察庁	国土交通省/内閣府SIP「道の駅等を拠点とした自動運転サービス」、経済産業省&国土交通省「ラストマイル自動運転」等の実証実験の事例や交通ルールや車両安全対策及び走行空間等に係る各種検討結果を踏まえ、必要な仕組みを検討する。	2019年度
自動運転向け走行環境条件の範囲内で車両が運行されていることを確認・監視する方法の議論		内閣官房	国土交通省・警察庁	車両安全対策及び交通ルール等に係る各種検討結果を踏まえ、必要な方法を検討する。	2019年度
<b>(2) 自動運転車の安全確保の考え方</b>					
自動運転車が満たすべき安全性の要件や安全確保策					
2018年夏頃を目途にガイドラインをとりまとめ(制御システムの安全性、サイバーセキュリティ、運転者へのシステムの以上警告等のHMI等)	道路運送車両法	国土交通省		「自動運転車の安全技術ガイドライン」を2018年9月に策定及び公表。	完了
自動運転車が満たすべき安全性が確保されているかどうかを確認するための評価手法の検討(実走行によるテストに加えて、シミュレーションも活用することを検討内容に含む)	道路運送車両法	国土交通省		今後国連において本格化する自動運転車の認証手法の議論を主導することを目指し、日本の自動運転車の安全技術ガイドラインをベースにした具体的な安全性能確認手法の検討を提案すべく対応を進めているところ。	国際的な議論を踏まえ対応
保安基準の策定					
国際基準の策定			国土交通省	国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)において、国際基準の検討・策定作業にあたっては、議長職等を務めることにより、議論を主導しているところ。 例えば、サイバーセキュリティについては早ければ2019年前半まで、自動車線維持機能(レベル3)については早ければ2019年後半までの国際基準案の策定を目指し、議論を主導している。	随時
段階的な保安基準の策定(技術開発の動向や国際的な議論を踏まえつつ、技術の多様性を阻害しないことに留意)	道路運送車両法	国土交通省		・国際的な議論を踏まえつつ、技術開発の進展や多様性を阻害しないことに留意し、段階的に基準の策定を進めているところ。最近では、2018年3月に国連の議会で採択された高速道路における自動車線変更(ウイカー操作を起点)に関する基準を策定し、本年10月に公布したところ。 ・また、2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、高度な自動運転を想定した保安基準のあり方について、検討しているところ。	随時(1つ目) 2018年中にとりまとめ予定(2つ目)
走行記録装置の義務化					
走行記録装置の義務化検討	道路運送車両法	国土交通省	警察庁	2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、高度な自動運転を想定した保安基準のあり方について、検討しているところ。	2018年中にとりまとめ予定
使用過程車の安全確保策					
保守管理(点検整備・車検の確認事項)の在り方	道路運送車両法	国土交通省		2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、自動運転等先進技術の整備のあり方、点検整備に必要な技術情報のあり方及び検査に必要な技術情報のあり方について、検討しているところ。	2018年中にとりまとめ予定
ソフトウェアの継続的な更新に対する審査の在り方	道路運送車両法	国土交通省		2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、使用過程時の自動車の安全性に影響するソフトウェアの変更への対応のあり方について、検討しているところ。	2018年中にとりまとめ予定
物流サービス					
いわゆる「電子牽引(仮称)」で隊列走行を行う場合の車両が満たすべき技術的要件のガイドライン策定の検討	道路運送車両法、道路法	国土交通省		「ASV推進検討会」において、隊列走行を行う場合の車両が満たすべき技術的要件に関し、ガイドライン等の検討を開始しているところ。	商業化を見すえ検討
単独走行車が車車間通信を使用して他車に追従走行をすることで隊列走行を行う場合の車両が満たすべき技術的要件の検討	道路運送車両法	国土交通省		段階的な保安基準の策定の一環として、国際的な議論を踏まえつつ、技術の多様性を阻害しないことに留意し、検討を進めているところ。	技術的動向を踏まえ検討
移動サービス					
現在実証実験の際には活用可能な基準緩和認定制度を事業化の際にも活用可能とするなど、必要な措置の検討	道路運送車両法	国土交通省		2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、高度な自動運転を想定した保安基準のあり方について、検討しているところ。	2018年中にとりまとめ予定

項目	関連法制度等	担当府省庁	関連府省庁	進捗	完了目標
<b>(3) 交通ルールへの在り方</b>					
<b>国際的な議論</b>					
道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)に係る国際的な議論に当たっては、引き続き関係国と協調してリーダーシップを発揮		警察庁	外務省	国連欧州経済委員会内陸輸送委員会道路交通安全グローバルフォーラム(WP1)及びWP1に設置された自動運転に関する非公式専門家グループのメンバーとして、国際的な議論に積極的に参画している。 注:昨今の国際的な議論では、本年9月のWP1会合において、高度・完全自動運転車両の安全で世界的な展開を促進するため、ジュネーブ条約及びウィーン条約の締約国に対し、高度・完全自動運転車両は安全を優先し、交通ルールを守り、運行設計領域内でのみ作動すべきであるとする勧告決議(非拘束文書)が採択された。	引き続き積極的に議論に参画
<b>道路交通法令の規範の遵守</b>					
自動運転システムが道路交通法令の規範を遵守するものであることを担保するために必要な措置の検討	道路交通法	警察庁		レベル3の自動運転システムの実用化については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っている。 自動運転車と非自動運転車が混在する過渡期を想定し、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成することを基本とする検討を行っている。	2018年度中にとりまとめ予定
自動運転中に道路交通法令の規範を逸脱した際のペナルティの在り方	道路交通法	警察庁	法務省	レベル3の自動運転システムの実用化については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っている。 自動運転車と非自動運転車が混在する過渡期を想定し、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成することを基本とする検討を行っている。	2018年度中にとりまとめ予定
<b>運転者の義務</b>					
既存の運転者の義務の見直し(自動運転中にどのような運転以外の行為(セカンダリアクティビティ)が許容されるかを含む)	道路交通法	警察庁	法務省	レベル3の自動運転システムの実用化については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っている。 自動運転車と非自動運転車が混在する過渡期を想定し、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成することを基本とする検討を行っている。	2018年度中にとりまとめ予定
新たに課すべき義務の検討	道路交通法	警察庁	法務省	レベル3の自動運転システムの実用化については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っている。 自動運転車と非自動運転車が混在する過渡期を想定し、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成することを基本とする検討を行っている。	2018年度中にとりまとめ予定
<b>データ保存とその利用</b>					
自動運転車の走行中のデータ保存とその利用の検討	道路交通法	警察庁	国土交通省	レベル3の自動運転システムの実用化については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っている。 自動運転車と非自動運転車が混在する過渡期を想定し、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成することを基本とする検討を行っている。	2018年度中にとりまとめ予定
<b>物流サービス</b>					
いわゆる「電子牽引(仮称)」で隊列走行を行う場合の、車列の全長や走行速度、運転に必要な免許、走行車線、後続無人隊列で電子連結が途切れた場合の扱い(他の交通に影響がないように止める等)等の対応方針の検討	道路交通法、道路法	警察庁	国土交通省	「電子牽引(仮称)」による高速道路でのトラック隊列走行の実現については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「新技術・新サービスに関する検討ワーキンググループ」において、左記の項目をはじめとする各種調査・検討を行っている。	2020年度の技術の実現を見すえ検討
<b>移動サービス</b>					
レベル4の移動サービスにおける、「道路交通法令の規範の遵守」、「運転者の義務」、及び「データ保存と利用」についての検討		警察庁		限定地域での無人自動運転移動サービスの実現については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」、「新技術・新サービスに関する検討ワーキンググループ」において、技術開発の動向や想定されるサービスの形態等に関する各種調査・検討を行っている。	技術的動向を踏まえ検討
当面は、遠隔型自動運転システムを使用した現在の実証実験の枠組みを事業化の際にも利用可能とする		警察庁		サービスの事業化は既に可能となっている。	完了

項目	関連法制度等	担当府省庁	関連府省庁	進捗	完了目標
<b>(4) 責任関係</b>					
<b>民事責任</b>					
自動運転システム利用中の事故により生じた損害についても、従来の運行供用者責任を維持	自動車損害賠償保障法	国土交通省		制度整備大綱において「自動運転システム利用中の事故により生じた損害についても、従来の運行供用者責任を維持」することとしている。	完了
保険会社等から自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組み検討	自動車損害賠償保障法	国土交通省		関係省庁・関係団体が連携の下、求償権行使にも活用可能なデータ記録装置のあり方、保険会社と自動車メーカー等の協力体制のあり方等について検討を進めている。	2020年の実用化を見ずえ検討
ハッキングにより引き起こされた事故の損害(自動車の保有者が運行供用責任を負わない場合)に関して、政府保障事業で対応	自動車損害賠償保障法	国土交通省		制度整備大綱において「ハッキングにより引き起こされた事故の損害(自動車の保有者が運行供用責任を負わない場合)に関して、政府保障事業で対応」することとしている。	完了
ソフトウェアの更新に係る責任の検討	製造物責任法、民法	消費者庁	法務省、経済産業省、国土交通省	技術的動向を踏まえた継続検討課題とされており、経済産業省・国土交通省委託事業「平成30年度高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業 自動走行の民事上の責任及び社会受容性に関する研究」において議論が行われている。	技術的動向による
「通常有すべき安全性」と使用上の指示・警告等の関係の検討	製造物責任法	消費者庁	経済産業省	自動運転車の使用上の指示・警告が不適切な場合において「通常有すべき安全性」を欠いていると判断される場合があるため、「通常有すべき安全性」と使用上の指示・警告等の関係については技術的動向を踏まえた継続検討課題となっており、進め方について検討中。	技術的動向による
<b>刑事責任</b>					
交通ルール、運送事業に関する法制度等により、様々な関係主体(運転者、利用者、車内安全要員、遠隔監視・操作者、サービス事業者等)に期待される役割や義務を明確化することを踏まえた刑事責任の検討	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等	法務省	国土交通省・警察庁	交通ルール、運送事業に関する法制度等による様々な関係主体(運転者、利用者、車内安全要員、遠隔監視・操作者、サービス事業者等)に期待される役割や義務の明確化についての検討結果を踏まえて検討したい。	交通ルールその他法制度整備の進捗状況による
<b>走行中のデータ保存</b>					
データ記録装置の設置義務化の検討		国土交通省	警察庁	2018年9月に「自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会」を設置し、高度な自動運転を想定した保安基準のあり方について検討しているところ。	2018年中にとりまとめ予定
データの記録機能(データ要素、記録間隔/時間、保持期間等)の検討		国土交通省	警察庁	データの記録機能に関しては、データの利用主体、利用目的、これらを達成するために必要なデータの内容等の論点について、関係省庁・関係団体と連携しつつ検討を進めている。	2020年の実用化を見ずえ検討
情報保有者の事故時の記録提出義務化要否の検討(記録データは個人情報保護に留意しつつ絞込みと整理を行う)		内閣官房		データの使用に関する議論の状況を踏まえ、要否についての結論を出す。	2020年の実用化を見ずえ検討
<b>(5) 運送事業に関する法制度との関係</b>					
運転者が車内に不在となる自動運転車で旅客運送を行う場合において、従来と同等の安全性及び利便性が確保されるために必要な措置の検討	道路運送法	国土交通省		運送事業者が対応すべき事項等について、ガイドラインとしてとりまとめるべく検討中。	2018年度中にとりまとめ予定
<b>(6) その他</b>					
実用化において、自動運転中の車両であることが外見上判断できるような表示を行うかどうかの検討	道路交通法	警察庁	国土交通省	レベル3の自動運転システムの実用化については、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び同委員会に設置した「道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ」において、交通法規等の在り方に関する各種調査・検討を行っている。 自動運転車と非自動運転車が混在する過渡期を想定し、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成することを基本とする検討を行っている。	2018年度中にとりまとめ予定
長距離運転手への健康面の影響についての検討(高速道路での自動運転により、運転者の負担の軽減が期待されるため)		(内閣官房)		隊列走行、自動運転等が市場化され、健康データが一定数収集されてからの検討とする。	2021年度以降
自動運転車の安全を補完するために道路に設置される設備や通信等のインフラ(路車協調を含む)について、必要となる事項の検討		国土交通省・警察庁		・中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの社会実装に向け、自動運転に対応した道路構造の基準等について検討。 ・自動運転向け信号情報について、自動車メーカー等における検討を踏まえ、路側インフラの高度化について検討。 ・2020東京臨海部実証実験に係る環境整備として、信号情報を車両に提供する路側インフラを本年調達し、2019年度に整備予定。 ・インターチェンジ合流部での合流先の本線の交通状況など、自動運転の実現を支援するための道路側からの情報提供の在り方について、官民共同研究を実施中。	2020年度以降
販売時に消費者に対して使用方法やリスクを説明する際の留意事項の検討		消費者庁	経済産業省、国土交通省	事業者が自動運転車を販売する際、消費者が安全かつ誤解がないように利用するために必要な説明やその方法などの諸課題を、経済産業省・国土交通省委託事業「平成30年度高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業 自動走行の民事上の責任及び社会受容性に関する研究」など様々な場で検討を進めている。	継続的に検討が必要であり、引き続き取組を実施予定